

平成29年11月27日

元保険医療機関の指定の取消相当について

平成29年11月20日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

(1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称	医療法人八龍会なかみどり歯科
所在地	大阪府泉佐野市上瓦屋 350 番地の 2
開設者	医療法人八龍会 理事長 田中 泰吉 (法人番号 5120105006529)
取消相当年月日	平成29年11月27日

※1 当該保険医療機関は平成28年7月31日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

※2 当該医療法人は平成29年2月21日付で大阪地方裁判所から破産手続開始の決定がなされています。

2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成26年12月2日及び平成27年4月15日、匿名の者から近畿厚生局指導監査課に対し、①歯科医師等の名義を借りて診療報酬の水増し請求をしている、②当該保険医療機関から半径16kmを超えた病院等の施設の入所者に歯科訪問診療を行っていること及び医療法人八龍会の事務所から出発し、同事務所に戻っているにもかかわらず、同法人の各分院から歯科訪問診療を行ったものとして診療報酬を請求している旨の情報提供があった。

(2) 平成27年10月22日及び同年11月19日、個別指導を実施したところ、技工指示書と納品書の記載内容が相違していることについて、管理者は歯科技工物の付け増し及び歯科材料を振り替えて診療報酬を不正に請求していたことを認めたものの、歯科訪問診療については、①休暇で出勤していない歯科医師名が診療録に記載されている、②歯科医師の出勤前の時間が歯科訪問診療の実施時刻として診療録に記載されている、③訪問歯科衛生指導の担当者の指導時間が重複していることについて、明確な回答が得られなかったことから、個別指導を中断した。

(3) 個別指導において持参のあった診療録及びタイムカード等を精査した結果、上記(2)における①及び②の事象が多数認められ、著しい不正請求が疑われたことから、平成28年2月8日に個別指導を中止する旨を通知し、平成28年2月18日から同年12月15日まで計31日間の監査を実施した。

3 指定の取消相当の主な理由

監査において判明した指定の取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (5) 実際には診療録に記載がある歯科医師が出勤しておらず、歯科医師からの指示もなく歯科衛生士が訪問しているにもかかわらず、当該歯科医師が歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (6) 実際には診療録に記載がある歯科医師は出勤しているが施設に訪問しておらず、歯科医師からの指示もなく歯科衛生士が訪問しているにもかかわらず、当該歯科医師が歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (7) 実際には診療録に記載がある歯科医師は、診療録に記載がある施設とは別の施設で歯科訪問診療を行っているにもかかわらず、当該歯科医師が同日、同時刻に診療録に記載がある施設に訪問し、歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (8) 実際には診療録に記載がある歯科医師は当該保険医療機関に勤務しておらず、歯科医師からの指示もなく歯科衛生士が訪問しているにもかかわらず、当該歯科医師が歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4 不正・不当請求金額

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成24年1月分から平成27年12月分までのレセプトのうち以下のとおり

・ 不正請求金額	39名分	241件	3,495,796円
・ 不当請求金額	38名分	456件	4,526,594円

5 再指定

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

○ 保険医療機関の指定の取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号